

ヌーベルバーグ 入会誓約書

210313-A

【名称】

第1条 貴会は、ヌーベルバーグと称し、(有)ヌーベルバーグの結婚仲介業務の、サービスを受けることを目的に入会した会員をもって構成することを理解した上で、入会致します。

【記載事項】

第2条 貴会の「入会申込書」に記載した事項は、全て正確で真実に基づいたものである事を誓います。内容に変更があった場合には、速やかに記載内容変更の申し出を行い訂正します。又、貴会の趣旨を承諾し、貴会が縁談を進める上で必要と思われる会員情報（プロフィール）への掲載や略式的身上書登録を承諾致します。

【目的】

第3条 貴会は配偶者を求める独身男女に、ふさわしい配偶者を相互に紹介するための会員制の会であることを了承し下記の条項を守り入会致します。

【資格】

第4条 私は、現在法律上の婚姻関係又は事実上の内縁関係にある者ではありません。戸籍上の独身で、常識のある健康的な会員である事を誓います。また、戸籍記載事項及び事実上の内縁関係が発生した時には直ちに貴会へ通知します。

【会員の義務】

第5条 1. 私は、「入会申込書」及び公的に身分を証明する書類、免許証のコピー又は、住民票等を提出の上入会致します。「入会申込書」は正確に記入し、これらの提出書類に関して一切虚偽の報告がない事を誓約致します。
2. 私は貴会より紹介される相手会員に対して誠意をもって接し、遊びその他不当な目的のために、貴会を悪用しない事を誓約致します。
3. 私は貴会で知り得た相手会員の情報及び事項については秘密を守り、これを他の者に漏洩致しません。尚、退会後においても、会員活動中に知り得た個人情報や貴会の情報を第三者に漏らす事は致しません。
4. 「お見合い」までの進行・調整は、全て貴会を通じて話し合います。
5. お見合い後のお返事は、当日または翌日17時までに貴会宛に連絡致します。またお相手からのお断りの時、理由の如何を問わず承致します。交際中のお相手からの場合も同様です。
6. 私が、貴会の紹介により婚約または結婚の合意に達した場合は、一週間以内に報告の上それから10日以内に成婚料を納入致します。
7. 私は、貴会の紹介により入籍の有無に関わらず内縁関係又は、婚姻状態となった場合には遅延無く成婚料を納入致します。
8. お見合実施日の翌日を起算日として、交際期間が2年を経過した場合には入籍の有無や婚姻状態に関わらず遅延無く成婚料を納入致します。
9. 貴会以外で交際及び成婚に至った場合、すみやかに貴会に報告し所定の脱会手続を致します。
10. 貴会にて交際が開始された場合には、1ヶ月に1度以上交際の進捗状況を面談・信書・電話・メール等にて報告を行います。尚、報告を3ヶ月続けて怠った場合には成婚とみなされ、成婚料の納入を請求された場合は入籍の有無や婚姻状態に関わらず遅延無く成婚料を納入致します。
11. この報告を故意に遅延した時、隠密に成婚又は準備をした場合には成婚料の倍額を支払い、それらの調査等（興信所、裁判費用）に要した費用を含め、全額を支払います。

【会員期間】

第6条 私は、入会時費用を完納し会員番号を付した時点から会員となることを確認、了承致しました。会員期間は、結婚または、成婚、または脱会手続きを完了するまでとすることを確認、了承致しました。

【会費】

第7条 私は、下記の諸経費に消費税相当額を加えた金額を支払い貴会に入会する事を了承致しました。
1. 入会金 男性 ¥49,500- (税込) 成婚迄有効
女性 ¥22,000- (税込) 成婚迄有効
2. 紹介料 ¥5,500- (税込) お見合いの都度
但し、一方的にキャンセルした場合は倍額を収受する。
3. 成婚料 ¥220,000- (税込)
養子縁組の場合 ¥330,000- (税込) (女性のみ)

【再登録】

第8条 私は、満1年を経過した時点で、再登録（写真の更新等）をしなければならない事を了承致しました。

【休会】

第9条 私は次の場合は休会となる事を理解し、了承致しました。
また休会中は結婚仲介の相談、指導等の全てのお世話を受けることが出来ない事を了承致しました。
1. 会員より休会の申し出があった時。
2. 再登録をしなかった時。

【脱会】

第10条 私の申し出により、下記の場合脱会となることを、了承致しました。
1. 私よりの申し出により「脱会届」に署名、捺印し、これを提出した時。
2. 私が結婚又は成婚し「脱会届」に署名、捺印し、これを提出した時。
3. 二年間連続して再登録を怠り、貴会より脱会の通知の上これを了承した時。

【支払い及び解約】

第11条 私は、第7条の会費及び諸経費を、本会が指定する方法で納入致します。一旦納入された入会金は、一切返還されない事を了承致します。

【特記事項】

第12条 貴会による推薦や選考で、ふさわしい相手がない時又は、巡り会えないこと、また、ご縁がない場合もある事を理解の上、了承します。

【除名】

第13条 貴会において下記の条項により、会員を除名された時は不服なく受け入れる事を誓約致します。
1. 本誓約書、第5条の項目に違反した場合。
2. 身体または精神に、結婚生活に適さないと考えられる疾病欠陥がありとみなされる場合。
3. その他、健全な結婚生活に適さないと、貴会が判断した場合。
4. 貴会の信用及び品位を傷つけた場合。

【その他】

第14条 婚姻、成婚の決定については婚姻する私達双方の責任により決定するものとし、婚姻、成婚後の諸問題、トラブル等については、貴会は一切責任を負わないことを了承致しました。

【告発と自己責任】

第15条 上記各項に違反し、万一貴会またはお相手にご迷惑をおかけした場合には、貴会を除名され、また、損害賠償の請求をされても何ら異議申し立て致しません。本契約上の紛争については、貴会の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とするのを了承致します。それらの調査（興信所・裁判所費用）に関した費用は一切異議なくお支払い致します。

【誓約】

第16条 私は当誓約書を熟読し、貴会の指示に従い行動する事を誓約し、当誓約書を了承の上、署名押印致します。

年 月 日

氏 名

印